

工業所有権審議会令及び弁理士法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 工業所有権審議会令において、特定侵害訴訟代理業務試験の問題の作成及び採点を行わせるために必要があるときは、試験委員を同審議会に置くことを可能とするため、同審議会の組織、委員の任命及び委員の任期等について定めた規定の整備を行うこと。

第二 弁理士法施行令において、特定侵害訴訟代理業務試験を行う審議会として工業所有権審議会を定めること。

第三 弁理士法施行令において、特定侵害訴訟代理業務試験を受けようとする者が納付すべき受験手数料の額を定めること。